

第5回 砂川市農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和2年11月25日(月)午後1時30分から14時10分

2. 開催場所 砂川市役所 3階 中会議室

3. 出席委員(13人)

会長	13番	関尾	一史			
会長職務代理者	1番	前谷	篤			
委員	2番	角丸	章	3番	猿渡	万里子
	4番	大原	睦生	5番	片桐	幸示
	6番	渡邊	勝郎	7番	渡部	延三
	8番	井上	善博	9番	竹田	安宏
	10番	高橋	宏吉	11番	谷口	秀夫
	12番	菊地	匡			

4. 欠席委員(0人)
委員

5. 議事日程

報告第1号	農業者年金に関する申請について
議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
議案第3号	現況証明願について
議案第5号	荒廃農地の非農地判断について
その他	

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	福士	勇治
事務局次長	野田	勉
事務局事務係係長	篠崎	強
事務局事務係主事	齋藤	史治

7. 会議の概要

事務局次長 皆様、お疲れ様です。定刻になりましたので、これより第5回砂川市農業委員会定例総会を始めたいと思います。

会長よりご挨拶をいただき、以降、会長のお手元で議事進行をお願いいたします。

関尾会長 〈開会挨拶〉

本日の議事録署名委員は7番の渡部延三委員、8番の井上善博委員です。よろしくをお願いいたします。

それでは早速、議事に入ります。

事務局

報告第1号「農業者年金に関する申請について」事務局より説明願います。

それでは、報告第1号をご説明いたします。

農業者年金に関する申請についてですが、今回は、1番、農業者年金住所変更・訂正届の1件でございます。

より、11月12日に届出がありました。この手続きは専決処分としましたので、ご報告いたします。以上です。

会長

只今、報告第1号について説明がありましたが、ご質問等ございませんか。

全員

なし。

会長

質問がないようですので、報告のとおり承認してよろしいですか。

全員

異議なし。

会長

それでは本件を承認することといたします。

続きまして、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」事務局より説明願います。

事務局

議案第1号について、ご説明し審議を求めたいと思いますが、内容をご説明する前に、農地法第3条による売買などの許可について、若干、ご説明いたします。

農地法第3条には、農地を売買したり貸借、貸し借りする場合は、農業委員会の許可が必要と定められています。これは、大雑把な言い方ですが「農地は農家にしか売ったり貸したりできない」と言われますが、大切な農地が売買・貸し借りされても、農地として活用されるために許可を必要とするものでして、具体的には幾つかの要件を満たせば許可できることとされています。その要件は後ほど確認することにします。

なお、農地法第3条による売買等の特徴として、相対と言いまして、出し手と受け手の両者の合意によって成立する場合に適用されます。一方、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画による売買等の場合は、農業委員さんや農用地利用改善組合によって地域における一定の調整が必要になることや、砂川市が定める農業経営基盤強化基本構想に適合することなども要件となるのが農地法3条との違いでございます。

では、本案件について説明します。出し手・譲渡人は

、受け手・譲受人は

、受け手の経営面積は、田101,360㎡、畑17,477.20㎡の計118,837.20㎡で、労働力は2名です。対象となる土地の表示は、
、地目は公簿・現況とも畑、面積10,361㎡、以下、記載のとおり合計2筆、10,678.35㎡です。

譲渡人の理由は、「耕作することができないため売り渡したい」、また、譲受人の理由は、「経営規模拡大のため」とのこと、法律関係は売買です。詳細をご説明しますと、出し手は岩見沢市内の施設に入所しておりまして、申請地は出し手の叔父さん・叔母さんにあたる方が、長年、草刈り程度の保全管理

を行いながら農地を買ってくれる人を探していたところ、この度、受け手が見つかって申請に至ったものです。一方、受け手の方は西豊沼で水稻やきゅうりを耕作していますが、経営規模の拡大をめざしているため、出し手との売買が整いました。また、西豊沼から焼山は決して近くはないですが、離れた場所に農地を求めた理由として、[]が臨時で雇っている人の中には一般就労が難しい障がいのある方が数名いらっしゃいまして、中には他人と関わらない方が望ましい方もいらっしゃるため、そうした方のために、離れた農地の取得となったものです。なお、受け手はハウスを設置してきゅうりを作付する予定ですが、ハウスの骨組みは調達済みで、きゅうりの耕作に必要なトラクターと防除機、それぞれ1台は、西豊沼から今回の申請地に移動させて置くことにしています。また、申請地は用水路などが無い畑ですので、ため池を掘って取水することにしています。

この案件に関する、農地法第3条第2項の判定要件についてですが、別添1・議案第1号関係に調査書を添付しました。これが、農地法第3条に定める売買・貸借を許可する際の要件となります。この調査書に整理していますとおり、1つ1つは読み上げませんが、全ての判定要件を満たしている、または、該当しないため、本案件は許可できるものと考えられます。

図面は第1号図を添付していますのでご参照のうえ、ご審議くださいますようお願いいたします。以上です。

会長 只今、議案第1号について説明がありましたが、ご質問・ご意見等ございませんか。

大原委員 許可調査票の中の4番目、農業従事日数のことが書かれてますけれど、こういう株式会社とか法人が農業従事日数が十分だとか不十分だとかの判断はどういうふうにするものですか。

事務局 役員の過半が農業に常時従事する構成員である必要がありますが、今回は構成員となる方が2名いらっしゃいまして、その方の農業従事日数でみています。

大原委員 はい、分かりました。

会長 その他何か質問等ございませんか。

全員 なし。

会長 それでは質問・意見がないようですので、本件は許可することとしてよろしいですか。

全員 異議なし。

会長 それでは、異議なしと認め、本件は許可することといたします。

続きまして、議案第2号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」事務局より説明願います。

事務局 議案第2号をご説明し、審議を求めます。

本案件の計画番号は令和2年度所第2号、公告予定年月日は本日、申出者は、農地流動化推進員、高橋宏吉さんです。出し手・譲渡人は[]、受け手・譲受人は[]です。農地の所在は、[]、公簿、田、現況、畑、面積1,181㎡以下、記載のとおり合計2筆、1,458.67㎡です。対価は協議の結果、総額[]ですが、これは地積10a当たり[]を乗じた額となります。対価の支払い方法などは、本年12月25日までに譲渡人名義の指定口座に振り込むこととしており、所有権移転の時期は本日、引渡しの時期は対価の支払日となっています。当事者間の法律関係は売買でございます。

本案件は、[]の離農にあたり、対象農地に隣接所有する[]

が譲受ける意向を示し、農地流動化推進員による調整を経て、出し手と受け手との諸条件が整ったことから申出に至ったものです。

本案件に関する農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項に定める要件の確認についてですが、別添 2・議案第 2 号関係に調査書を添付しております。この調査書に記載しているとおおり、必要な要件の全てを満たしているため、本案件は決定できるものと考えられます。

以上、第 2 号図もご参照の上、ご審議くださいますようお願いいたします。以上です。

会長
全員
会長
全員
会長

議案第 2 号について説明がありました。ご質問・ご意見等ございませんか。
なし。

質問・意見がないようですので、本件については決定してよろしいですか。
異議なし。

異議なしと認め、本件を決定することといたします。

続きまして、議案第 3 号「現況証明願について」事務局より説明願います。
議案第 3 号をご説明し、審議を求めたいと思います。2 件ございます。

事務局

まず、1 番の願出者および土地所有者は、
、土地の表示は、公簿は畑、面積は 7,461.77 m²以下記載のとおり合計 2 筆、24,149.77 m²です。申請目的は、地目変更登記のためであり、調査の有無は、11 月 16 日、関係委員に確認をお願いしております。

ここで、地番が内地番となっている理由ですが、1 筆の中に異なる現況がある場合、例えば、畑と山林があるような場合ですが、通常は予め測量を行って分筆登記を済ませてから、つまり地番と位置が特定されてから現況証明願を提出することになります。ですが、現況証明を急いでいる場合は、分筆登記の前でも、測量を行っていれば、現況証明願を提出できることとしています。今回も、第 3 号図の後に 2 枚の A 3 の地積測量図を挟めており、測量は終わっていますが、分筆登記は申請中でありまして、雪が降って現況を確認できなくなる前に現況証明願が出されたものです。分筆登記が完了しましたら、法務局の方で正式に枝番が付きますので、その筆が農地ではないものとして地目変更されていくこととなります。

では、今回願出のあった土地についてですが、元々、森林となっております。農地・採草放牧地以外と言えます。また、地域森林計画と言いまして、これは北海道が森林法に基づいて作成する計画のことですが、願出のあった土地はこの地域森林計画に区域に入っていますので、森林を整備・保全する地域ということになります。今回は、願出者が所有する土地のうち、地域森林計画の区域内に入っている森林部分を測量して現況証明願を提出したものです。

なお、これだけ広い面積の現況証明願は珍しいですが、実は、隣にある
が、今回のこの森林部分と、隣接する農地を合わせて、
から借りたうえで、産業廃棄物最終処分場を広げることを計画しています。既に、私ども事務局や許可権者である北海道空知総合振興局の農務課にも何度か相談に行っている段階でして、隣接する農地部分は転用することになりますので、来月か再来月には、農地法第 5 条の許可申請が提出される見込みでございます。図面は第 3 号図に示していますので、ご参照いただければと思います。

続いて 2 番ですが、願出者および土地所有者は、
、土地の表示は、地目は公簿で畑となっており、面積は 470 m²の 1 筆です。申請目的は地目変更登記のためであり、調査の有無は、11 月 16 日に関係委員に確認をお願いしたところです。

願い出のあった土地は、先程、農地法第3条の許可申請のあった土地に3方向が囲まれていまして、住宅やカーポートが建てられています。農地・採草放牧地以外の宅地相当と考えられますが、登記上の地目が畑となっていることから、今後、地目の変更を行うための申請でございます。図面は第1号図に示していますので、併せてご参照いただき、ご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

会長
全員
会長

只今、議案第3号の説明がありますが、ご質問・ご意見等ございませんか。なし。

特にご質問・ご意見がないようですので、本件については異議なしとしてよろしいですか。

全員
会長

異議なし。

それでは、異議なしと認め証明することといたします。

続きまして、議案第4号「荒廃農地の非農地判断について」事務局より説明より願います。

事務局

それでは、議案第4号をご説明し、審議を求めます。

この議案も初めてですので、非農地判断とはどういうものか若干ご説明いたします。

まず、農地法第30条によって農業委員会は毎年1回、砂川市内の農地の利用状況を調査することになっています。今年度で言えば、先月、10月19日に行ったものです。この調査によって、現に耕作されておらず今後も耕作される見込みのない農地で、かつ復元が難しくなってしまった農地については、次に農地法第32条に基づいて、その農地の所有者に意向調査を行います。この調査の結果、耕作する意思がなく、誰かに貸せる見込みもないことが確認された場合は、改めて農地利用状況調査によって農地の状況に変わりがないことを確認のうえ、農業委員会の総会において、非農地判断、つまり「農地ではない土地」と判断することになります。

非農地判断された農地のその後の扱いですが、農業委員会としては「農地ではない土地」として扱うこととしまして、土地所有者をはじめ、市の税務課や農協、法務局など関係機関にも非農地判断を行ったことをお知らせします。これを非農地通知と言いますが、これを受けた土地所有者は法務局で登記上の地目を変更したり、或いは、市役所の税務課では、課税上の地目を、例えば田から雑種地や山林に変更するといった処理が行われていくこととなります。

このように、非農地の判断は、事務的には粛々と進めることができる訳ですが、農地を農地ではない土地に変更することになりますので、例えば、数年耕作されていない土地だからといって直ぐに非農地判断とするのではなく、慎重に行うべきものと考えています。

では、今回、非農地判断を行う土地についてですが、土地の所有者は、住所が[]、氏名は登記上、[]となっています。土地の表示は、[]、公簿は田、面積3,382㎡、以下記載のとおり合計4筆、9,678㎡です。現況確認日は、昨年農地利用状況調査を実施した令和元年6月28日と、今年の調査日、令和2年10月19日です。

この土地に関する経過をご説明したいと思います。この土地は、登記上の所有者である[]が耕作されていましたが、平成27年に、ご本人から事務局に対して「耕作できていないので、離農したい。そして、農地を売りたい、または貸したい」と相談があったものの、受け手が見つからず、耕作されていない状況が続いていました。そして、平成30年9月に所有者が亡くなられ、その後、息子さんが農地を相続する予定としていたものの未だ登記の手

続きはなされておらず、また、耕作する意思はないとのことで現在に至っています。

農業委員会としては、昨年の農地利用状況調査で非農地判断の対象として現地を確認しまして、その後、息子さんに意向調査として文書をお送りしていますが耕作する意思はありません。そこで、今年の農地利用状況調査でも、改めて現地を見て、状況変化がないことを確認しています。

最後に、農地の状況は現地でご確認いただいたとおりですが、高速道路を潜った東側は奥の方から山林・原野化しており、高速道路の手前・西側も面積が非常に小さく雑木が生えている状況です。高速道路の東西いずれも、実際に農地に復元するには相当の手を加えなければならず、また、耕作道の最も奥にあり、不定形で、かつ面積が小さいという、条件不利な土地と言えるかと思えます。こうした状況を勘案し、この土地を非農地と判断したいと考えます。

なお、図面は第4号図を添付していますのでご参照の上、ご審議をよろしくお願いいたします。

会長
全員
会長
只今、議案第4号の説明がありました。ご質問・ご意見等ございませんか。
なし。

特にご質問・ご意見がないようですので、本件は異議なしと認めてよろしいですか。

全員
会長
異議なし。
それでは、異議なしと認め、対象の土地を非農地と判断し、所有者、関係機関に通知することといたします。

本日の議題は以上ですが、全体を通して委員皆様から何かございませんか。

全員
会長
なし。
特に無いようですので、続いて、「その他」に入ります。事務局より説明願います。

- 事務局
1. 議会関連等報告（事務局長）
 2. 令和2年度中空知農業委員会協議会役職員研修会（事務局）
 - ・日 時 令和2年10月30日（金）
 - ・場 所 滝川市役所（滝川市）
 - ・出席者 関尾会長、前谷代理、福土事務局長
 3. 令和2年度空知農業委員会連合会第3回役員会（事務局）
 - ・日 時 令和2年11月4日（金）
 - ・場 所 平安閣（岩見沢市）
 - ・出席者 関尾会長、福土事務局長
 4. 農地法第4・5条の審議に係る記載事項の扱い（事務局）
 - ・別添3のとおり、今後「4 例外許可事由の該当状況」欄に必要事項を記載する。
 5. 農地等利用最適化推進施策に関する意見書の提出（事務局）
 - ・日 時 令和2年11月6日（金）
 - ・場 所 砂川市役所 市長室
 - ・提出者 関尾会長、前谷代理、事務局同席

6. 農地利用状況調査の結果（事務局）
 - ・別添4のとおり
7. 砂川市農地銀行「第1回農用地利用調整会議」の開催（事務局）
 - ・本定例総会終了後に開催
8. 農用地利用集積計画による貸借の終期通知（事務局）
 - ・砂川市農地銀行「第1回農用地利用調整会議」で提案
9. 活動記録簿の提出（事務局）
 - ・農業委員として行った活動を記入し、11月分を事務局に提出してください。
10. 令和3年新年交礼会の中止（事務局）
 - ・例年1月初旬に、砂川市・砂川商工会議所・砂川建設協会の三者共催で開催され農業委員にもご案内していますが、令和3年は新型コロナウイルス感染症の影響により中止されることとなりました。
11. 協議会報告（協議会長）
 - ・市政功労者表彰祝賀会兼農業委員会忘年会（予定）
12月25日（金） 第6回定例総会后
 - ・農業委員会新年会（予定）
1月25日（月） 第7回定例総会后

会長
全員
会長

只今、その他事項の説明がありましたが、ご質問等ございませんか。
なし。

特にないようですので、次回総会の日程を確認したいと思います。次回は12月25日、金曜日、時間は午後1時半からとなっていますので、よろしくお願い致します。

はい。

渡部委員

別添4の2ページ目、農地パトロールの時に[]から下りて来たところに[]と言う方がおまして、それが確認しに行きましたところ、来年度作った後に売買をしたいという話がありました。今、作っている方のところにも一応確認はしに行ったのですが、なかなか難しいということで、各委員さんの方でそういう、そばの土地を購入したいんだと言う人がもしあればですね、紹介願いたいと思います。

それはこういう場所で言うてはいけないことですか。

会長
渡部委員
会長

いや、山田さんですよ。

はい。

何年前にも私、たぶんここで、[]の時に、皆さんに誰かいればって聞いたことがありましたので。

渡部委員
会長

そういう方がいるようであればご紹介願いたいなど、お願いします。

何かあればよろしくお願いしたいと思います。

よろしいですか。

渡部委員
会長

はい。

それでは以上で第5回定例総会を終了します。お疲れ様でした。

会 長

署名委員

署名委員